

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件 総括表

案 件	件 数	備 考
<p>1. 予 算 案</p> <p>2. 条 例 案</p> <p> 制 定</p> <p> 一部改正</p> <p>3. そ の 他</p>	<p>24</p> <p>23</p> <p>3</p> <p>20</p> <p>12</p> <p>(</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土利用計画の変更 1 ・道路公社の定款の一部変更 1 ・ダムの基本計画変更への意見 1 ・包括外部監査契約 1 ・指定管理者の指定 7 ・専決処分の承認 1 <p>)</p>	
<p>計</p>	<p>59</p>	
<p>報 告</p>	<p>3</p> <p>(</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専決処分の報告 3 <p>)</p>	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (予算案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第1号	平成20年度千葉県一般会計予算	予算額 1,440,660 百万円
議案第2号	平成20年度千葉県特別会計県債管理事業予算	予算額 255,207 百万円
議案第3号	平成20年度千葉県特別会計地方消費税清算予算	予算額 305,723 百万円
議案第4号	平成20年度千葉県特別会計自動車税証紙予算	予算額 23,285 百万円
議案第5号	平成20年度千葉県特別会計市町村振興資金予算	予算額 4,985 百万円
議案第6号	平成20年度千葉県特別会計公営競技事業予算	予算額 9,631 百万円
議案第7号	平成20年度千葉県特別会計母子寡婦福祉資金予算	予算額 480 百万円
議案第8号	平成20年度千葉県特別会計心身障害者扶養年金事業予算	予算額 766 百万円
議案第9号	平成20年度千葉県特別会計日本コンベンションセンター国際展示場事業予算	予算額 4,408 百万円
議案第10号	平成20年度千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金予算	予算額 9,759 百万円
議案第11号	平成20年度千葉県特別会計中小企業振興融資資金予算	予算額 180,001 百万円
議案第12号	平成20年度千葉県特別会計農業改良資金予算	予算額 360 百万円
議案第13号	平成20年度千葉県特別会計営林事業予算	予算額 413 百万円
議案第14号	平成20年度千葉県特別会計林業・木材産業改善資金予算	予算額 44 百万円
議案第15号	平成20年度千葉県特別会計沿岸漁業改善資金予算	予算額 203 百万円
議案第16号	平成20年度千葉県特別会計公共用地取得事業予算	予算額 3,528 百万円
議案第17号	平成20年度千葉県特別会計流域下水道事業予算	予算額 30,984 百万円

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (予算案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第18号	平成20年度千葉県特別会計港湾整備事業予算	予算額 1,877 百万円
議案第19号	平成20年度千葉県特別会計土地区画整理事業予算	予算額 12,495 百万円
議案第20号	平成20年度千葉県特別会計奨学資金予算	予算額 557 百万円
議案第21号	平成20年度千葉県特別会計上水道事業会計予算	予算額 (百万円) 収益の支出 69,907 資本の支出 49,190
議案第22号	平成20年度千葉県特別会計病院事業会計予算	予算額 (百万円) 収益の支出 38,862 資本の支出 3,421
議案第23号	平成20年度千葉県特別会計土地造成整備事業会計予算	予算額 (百万円) 収益の支出 23,655 資本の支出 51,240
議案第24号	平成20年度千葉県特別会計工業用水道事業会計予算	予算額 (百万円) 収益の支出 13,264 資本の支出 17,268

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第25号	<p>千葉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の制定について</p> <p>《目 的》</p> <p>75歳以上の高齢者を対象として、平成20年度に創設される後期高齢者医療制度の財政安定化のため、法律に基づき設置する財政安定化基金に関して、必要な事項を定めるもの</p> <p>《概 要》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基金への県の拠出率は1万分の9とする 2. 基金へ積み立てる額は、毎年度の歳入歳出予算で定める 3. 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法で管理する 	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第26号	<p>千葉県観光立県の推進に関する条例の制定について</p> <p>《目 的》</p> <p>観光立県の実現について、基本理念や県の責務及び県民、事業者等の役割を定めるとともに、観光立県の実現に関する施策の基本となる事項を定めて、施策を総合的かつ計画的に推進しようとするもの</p> <p>《概 要》</p> <p>1. 基本理念</p> <p>(1) 観光づくり地域活動を促進し、魅力ある地域社会の形成を図ること</p> <p>(2) 地域の多様な主体と来訪者との交流促進を図ること</p> <p>(3) 観光産業の振興及び農業漁業等他産業との連携を図ること</p> <p>2. 県の責務及び県民等の役割</p> <p>(1) 県は、観光立県の実現に関する施策を総合的に策定し実施するとともに、市町村との連携を図る</p> <p>(2) 県民は、地域の魅力を増進させるとともに、来訪者の立場に立って対応するよう努める</p> <p>(3) 事業者は、自らの事業活動に地域の観光資源を活用できること等を認識し、事業活動を行うよう努める</p> <p>3. 県の主な施策</p> <p>(1) 基本計画の策定</p> <p>(2) 観光づくり地域活動の促進</p> <p>(3) 道路等の基盤整備</p> <p>(4) 観光産業の振興</p>	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第27号	<p>千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例の制定について</p> <p>《目 的》</p> <p>良好な景観の形成について、基本理念や県の責務及び県民、事業者の役割等を定めて、良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進しようとするもの</p> <p>《概 要》</p> <p>1. 基本理念</p> <p>良好な景観は、将来の県民に継承されるべき重要な資産であること、その形成が重要であること、その形成に向けた継続的な取組が必要であること等</p> <p>2. 県の責務及び県民等の役割</p> <p>(1) 県は、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策を策定し実施する</p> <p>(2) 県民は、良好な景観の重要性について理解を深め、地域における取組を自主的に行うよう努める</p> <p>(3) 事業者は、事業活動を行う際は、景観に影響を与えることを認識し、良好な景観の形成に努める</p> <p>3. 県の主な施策</p> <p>(1) 基本方針の策定</p> <p>(2) 景観づくり地域協定等の認定制度</p> <p>(3) 広域景観計画の策定</p> <p>(4) 公共事業景観形成指針の策定</p>	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考																
議案第28号	<p>千葉県職員定数条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>平成20年度の職員定数の見直し等に係る改正を行うもの 《改正内容》</p> <p>1. 職員の適正な定員管理を行うため、職員の定数を改正する</p> <table border="1" data-bbox="341 465 1141 663"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の事務部局 (大学以外)</td> <td>8,104</td> <td>7,804</td> <td>△300</td> </tr> <tr> <td>水道局の事務部局</td> <td>1,097</td> <td>1,072</td> <td>△25</td> </tr> <tr> <td>企業庁の事務部局</td> <td>546</td> <td>486</td> <td>△60</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 自己啓発等休業の承認を受けている職員を定数外職員とする</p>	区 分	現 行	改正後	増 減	知事の事務部局 (大学以外)	8,104	7,804	△300	水道局の事務部局	1,097	1,072	△25	企業庁の事務部局	546	486	△60	
区 分	現 行	改正後	増 減															
知事の事務部局 (大学以外)	8,104	7,804	△300															
水道局の事務部局	1,097	1,072	△25															
企業庁の事務部局	546	486	△60															

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第29号	<p>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>人事委員会勧告等に基づき、給料表及び諸手当の改定等を行うもの</p> <p>《主な改正内容》</p> <p>1. 給与改定関係</p> <p>(1) 給料について 全ての給料表の給料月額を若年層に限定して引き上げる (行政職給料表の場合：1～3級を200円～2,000円引上げ)</p> <p>(2) 配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当について 一人につき月額：(現行) 6,000円 → (改正後) 6,500円</p> <p>(3) 勤勉手当について 年間の支給割合を0.05月分引き上げる (期末手当を含めた年間支給割合：4.45月分 → 4.50月分)</p> <p>2. 本庁課長級以上の職員について、勤勉手当の支給割合に人事評価における勤務成績を反映させるため、規定の整備を行う</p> <p>3. 学校教育法の一部改正(平成19年6月27日公布)に伴い、副校長の職を新設することから、規定の整備を行う</p>	<p>2</p>

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第30号	<p>千葉県行政組織条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>平成20年度の行政機関及び附属機関の見直しに伴い、条例を改正するもの</p> <p>《主な改正内容》</p> <p>1. 柏市の中核市移行に伴う行政機関の見直し</p> <p>(1) 地域保健法第5条第1項により、柏市が保健所を設置するため、「柏健康福祉センター」を廃止する</p> <p>(2) と畜場法等に係る事務を柏市で行うこととなるため、「中央食肉衛生検査所」の所管区域から柏市を除外する</p> <p>2. 業務執行体制の効率化を図るための行政機関の見直し</p> <p>(1) 「農業総合研究センター」に「森林研究センター」を統合し、名称を「農林総合研究センター」に改める</p> <p>(2) 「千葉地域整備センター千葉整備事務所」を「千葉地域整備センター」に統合する</p> <p>(3) 「安房地域整備センター鴨川整備事務所」を「安房地域整備センター」に統合する</p> <p>3. 附属機関の見直し</p> <p>(1) 「千葉県職業能力開発審議会」及び「千葉県労働施策振興審議会」を廃止し、県の労働施策全般を審議する「千葉県労働施策審議会」を新設する</p> <p>(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条により新設する「千葉県公益認定等審議会」について、組織等を定める</p>	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考															
議案第31号	<p>職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>国の人事院規則の一部改正により、特殊勤務手当の額の見直しが行われたことに伴い、県においても同様の見直しを行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <table border="1" data-bbox="395 533 1141 719"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正する手当</th> <th>日額 (現行)</th> <th>日額 (改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">用地交渉手当</td> <td>650 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害応急 作業手当</td> <td>巡回監視</td> <td>480 円</td> <td>710 円</td> </tr> <tr> <td>応急作業等</td> <td>730 円</td> <td>1,080 円</td> </tr> </tbody> </table>	改正する手当		日額 (現行)	日額 (改正後)	用地交渉手当		650 円	1,000 円	災害応急 作業手当	巡回監視	480 円	710 円	応急作業等	730 円	1,080 円	
改正する手当		日額 (現行)	日額 (改正後)														
用地交渉手当		650 円	1,000 円														
災害応急 作業手当	巡回監視	480 円	710 円														
	応急作業等	730 円	1,080 円														

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考																								
議案第32号	<p>使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>使用料及び手数料について、新設・改定等を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <p>1. 手数料の新設</p> <table border="1" data-bbox="331 450 1139 748"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬事法の改正に伴う登録販売者の試験手数料等</td> <td>1件 400円～14,000円</td> </tr> <tr> <td>主任介護支援専門員研修手数料</td> <td>1件 49,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 手数料等の改正</p> <table border="1" data-bbox="331 846 1139 1469"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護サービス情報調査手数料</td> <td>1件 40,000円</td> <td>業種ごとに 1件 24,000円 ～33,000円</td> </tr> <tr> <td>介護サービス情報公表手数料</td> <td>1件 9,300円</td> <td>1件 8,800円</td> </tr> <tr> <td>県立高等技術専門学校授業料</td> <td>年額 115,200円</td> <td>年額 118,800円</td> </tr> <tr> <td>乳牛育成牧場における預託料</td> <td>1頭1日 520円</td> <td>1頭1日 580円</td> </tr> <tr> <td>家畜保健衛生手数料</td> <td>1羽につき 50円以内</td> <td>1羽につき 2,000円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 平成19年度末をもって大房岬^{たいぶさみさき}少年自然の家を廃止することに伴い、関係する使用料を削除する</p> <p>4. その他規定の整備を行う</p>	項 目	金 額	薬事法の改正に伴う登録販売者の試験手数料等	1件 400円～14,000円	主任介護支援専門員研修手数料	1件 49,000円	項 目	現 行	改正後	介護サービス情報調査手数料	1件 40,000円	業種ごとに 1件 24,000円 ～33,000円	介護サービス情報公表手数料	1件 9,300円	1件 8,800円	県立高等技術専門学校授業料	年額 115,200円	年額 118,800円	乳牛育成牧場における預託料	1頭1日 520円	1頭1日 580円	家畜保健衛生手数料	1羽につき 50円以内	1羽につき 2,000円以内	
項 目	金 額																									
薬事法の改正に伴う登録販売者の試験手数料等	1件 400円～14,000円																									
主任介護支援専門員研修手数料	1件 49,000円																									
項 目	現 行	改正後																								
介護サービス情報調査手数料	1件 40,000円	業種ごとに 1件 24,000円 ～33,000円																								
介護サービス情報公表手数料	1件 9,300円	1件 8,800円																								
県立高等技術専門学校授業料	年額 115,200円	年額 118,800円																								
乳牛育成牧場における預託料	1頭1日 520円	1頭1日 580円																								
家畜保健衛生手数料	1羽につき 50円以内	1羽につき 2,000円以内																								

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第33号	<p>千葉県都市計画事業土地区画整理事業施行条例及び千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>市原都市計画事業特別工業地区岩崎土地区画整理事業の換地処分を行ったことに伴い、関係条例の規定の整備を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 千葉県都市計画事業土地区画整理事業施行条例について → 岩崎土地区画整理審議会に係る規定を削除する 2. 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について → 県が施行する土地区画整理事業に係る建築行為等の許可申請の受理事務の移譲対象市から市原市を除外する 	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第34号	<p>千葉県小規模水道条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>柏市の中核市移行に伴い、柏市で処理することとなる事務について、関係条例の適用範囲から柏市を除外するもの</p> <p>《関係条例》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 千葉県小規模水道条例 2. 千葉県犬取締条例 3. 千葉県屋外広告物条例 4. 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 5. 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例 6. 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例 7. 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例 	
議案第35号	<p>千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例及び千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>老人保健法の一部改正（平成18年6月21日公布）に伴い、関係条例で引用している条項に移動があったため、規定の整備を行うもの</p>	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第36号	<p>千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法等の一部改正（平成19年12月5日公布）に伴い、条例第2条で規定する社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の定義について、文言の整備を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <p>改正前：<u>文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等並びに厚生労働大臣の指定した養成施設</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>改正後：<u>文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに厚生労働大臣の指定した養成施設</u></p>	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第37号	<p>千葉県心身障害者扶養年金条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>厚生労働省が示す保険料等の見直しに基づき、心身障害者扶養年金の保険料（掛金）等を改正するもの</p> <p>《改正内容》</p> <p>1. 保険料の引き上げ (新規加入者) 月額 3,500円～13,300円 → 月額 9,300円～23,300円 (既加入者) 月額 3,500円～13,300円 → 月額 5,600円～14,500円</p> <p>2. 弔慰金の引き上げ (新規加入者) 20,000円～100,000円 → 50,000円～250,000円 (既加入者) 20,000円～100,000円 → 30,000円～150,000円</p> <p>3. 脱退一時金の引き上げ (新規加入者) 30,000円～100,000円 → 75,000円～250,000円 (既加入者) 30,000円～100,000円 → 45,000円～150,000円</p>	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第38号	<p>千葉県自治体病院医師確保研修資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>貸付対象や貸付期間を見直し、さらに利用しやすい制度に改正するもの</p> <p>《主な改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貸付対象について、後期臨床研修中の医師に限っていたが、初期臨床研修中の医師及び大学院において研究中の医師についても対象とする 2. 貸付期間について、貸付決定時から研修修了までとしていたが、12ヶ月以上の期間で自由に設定できるものとする 	
議案第39号	<p>千葉県環境保全条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>柏市の中核市移行に伴い、水質の保全に関する規制等について、柏市を適用除外とするもの</p>	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第40号	<p>職業能力開発校設置管理条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>県立高等技術専門校の再構築計画に基づき、「ちばキャリアアップセンター」を廃止し、また「長生高等技術専門校」を「東金高等技術専門校」に統合するもの</p>	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考									
議案第41号	<p>千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>障害者の職業訓練の機会を拡大するため、県立障害者高等技術専門校の入校資格の見直しを行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <p>入校資格について</p> <p>1. 各科目の、障害種別による区分及び学歴による区分をなくし、また新たに精神障害者も対象とする</p> <table border="1" data-bbox="368 622 1145 801"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報技術科</td> <td rowspan="2">身体障害者 (高卒以上)</td> <td rowspan="3">身体障害者、知的障害者、 精神障害者 (すべて中卒以上)</td> </tr> <tr> <td>情報事務科</td> </tr> <tr> <td>基礎実務科</td> <td>知的障害者 (中卒以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 「日常生活に他人の介護を必要としない者」及び「伝染性の疾病にかかっている者でないこと」の要件を削除する</p>	科 目	現 行	改正後	情報技術科	身体障害者 (高卒以上)	身体障害者、知的障害者、 精神障害者 (すべて中卒以上)	情報事務科	基礎実務科	知的障害者 (中卒以上)	
科 目	現 行	改正後									
情報技術科	身体障害者 (高卒以上)	身体障害者、知的障害者、 精神障害者 (すべて中卒以上)									
情報事務科											
基礎実務科	知的障害者 (中卒以上)										

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第42号	<p>千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>君津^{もとろのみ}外箕輪県営住宅を廃止し、平成20年4月1日付けで君津市へ移譲するため、同県営住宅に係る規定を削除するもの</p>	
議案第43号	<p>教育機関設置条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>上総博物館を廃止し、平成20年4月1日付けで木更津市へ移譲するため、同博物館に係る規定を削除するもの</p>	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考																
議案第44号	<p>千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>学校数・学級数の増減等に伴い、学校職員定数の改正を行うもの 《改正内容》</p> <table border="1" data-bbox="343 425 1157 627"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会の所管に 属する学校の職員</td> <td>10,972</td> <td>10,838</td> <td>△134</td> </tr> <tr> <td>県費負担教職員</td> <td>29,890</td> <td>29,963</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>40,862</td> <td>40,801</td> <td>△61</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現 行	改正後	増 減	教育委員会の所管に 属する学校の職員	10,972	10,838	△134	県費負担教職員	29,890	29,963	73	合 計	40,862	40,801	△61	
区 分	現 行	改正後	増 減															
教育委員会の所管に 属する学校の職員	10,972	10,838	△134															
県費負担教職員	29,890	29,963	73															
合 計	40,862	40,801	△61															
議案第45号	<p>千葉県スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>スポーツ振興法の一部改正（平成19年6月27日公布）に伴い、条例で引用する条項に移動があったため規定の整備を行うもの</p>																	
議案第46号	<p>千葉県警察基本条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>地方公務員法の一部改正（平成19年5月16日公布）により自己啓発等休業制度が導入されることに伴い、自己啓発等休業の承認を受けている警察職員を定数外職員とするもの</p>																	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名		備 考																														
議案第47号	<p>千葉県水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>市原市、印西市及び印旛郡本埜村において、字の区域及び名称の変更が行われたことに伴い、関係条例の規定の整備を行うもの 《改正内容》</p> <p>1. 千葉県水道事業給水条例</p> <table border="1" data-bbox="338 528 1145 757"> <tr> <td data-bbox="338 528 464 622">印西市</td> <td data-bbox="464 528 671 622">新たにできた字</td> <td data-bbox="671 528 1145 622">ひがしほら 東の原一丁目、東の原二丁目、 東の原三丁目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 622 464 707">印旛郡 本埜村</td> <td data-bbox="464 622 671 707">新たにできた字</td> <td data-bbox="671 622 1145 707">みどり台一丁目、みどり台二丁目、 みどり台三丁目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 707 464 757"></td> <td data-bbox="464 707 671 757">削除する字</td> <td data-bbox="671 707 1145 757">中根</td> </tr> </table> <p>2. 千葉県水道事業の設置等に関する条例</p> <table border="1" data-bbox="338 853 1145 1115"> <tr> <td data-bbox="338 853 464 902">市原市</td> <td data-bbox="464 853 671 902">新たにできた字</td> <td data-bbox="671 853 1145 902">岩崎一丁目、岩崎二丁目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 902 464 981">印西市</td> <td data-bbox="464 902 671 981">新たにできた字</td> <td data-bbox="671 902 1145 981">東の原一丁目、東の原二丁目、 東の原三丁目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 981 464 1066">印旛郡 本埜村</td> <td data-bbox="464 981 671 1066">新たにできた字</td> <td data-bbox="671 981 1145 1066">みどり台一丁目、みどり台二丁目、 みどり台三丁目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1066 464 1115"></td> <td data-bbox="464 1066 671 1115">削除する字</td> <td data-bbox="671 1066 1145 1115">中根</td> </tr> </table> <p>3. 千葉県水道事業給水条例の一部を改正する条例</p> <table border="1" data-bbox="338 1211 1145 1435"> <tr> <td data-bbox="338 1211 464 1290">印西市</td> <td data-bbox="464 1211 671 1290">新たにできた字</td> <td data-bbox="671 1211 1145 1290">東の原一丁目、東の原二丁目、 東の原三丁目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1290 464 1375">印旛郡 本埜村</td> <td data-bbox="464 1290 671 1375">新たにできた字</td> <td data-bbox="671 1290 1145 1375">みどり台一丁目、みどり台二丁目、 みどり台三丁目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1375 464 1435"></td> <td data-bbox="464 1375 671 1435">削除する字</td> <td data-bbox="671 1375 1145 1435">つのだ 角田、中根</td> </tr> </table>		印西市	新たにできた字	ひがしほら 東の原一丁目、東の原二丁目、 東の原三丁目	印旛郡 本埜村	新たにできた字	みどり台一丁目、みどり台二丁目、 みどり台三丁目		削除する字	中根	市原市	新たにできた字	岩崎一丁目、岩崎二丁目	印西市	新たにできた字	東の原一丁目、東の原二丁目、 東の原三丁目	印旛郡 本埜村	新たにできた字	みどり台一丁目、みどり台二丁目、 みどり台三丁目		削除する字	中根	印西市	新たにできた字	東の原一丁目、東の原二丁目、 東の原三丁目	印旛郡 本埜村	新たにできた字	みどり台一丁目、みどり台二丁目、 みどり台三丁目		削除する字	つのだ 角田、中根	
印西市	新たにできた字	ひがしほら 東の原一丁目、東の原二丁目、 東の原三丁目																															
印旛郡 本埜村	新たにできた字	みどり台一丁目、みどり台二丁目、 みどり台三丁目																															
	削除する字	中根																															
市原市	新たにできた字	岩崎一丁目、岩崎二丁目																															
印西市	新たにできた字	東の原一丁目、東の原二丁目、 東の原三丁目																															
印旛郡 本埜村	新たにできた字	みどり台一丁目、みどり台二丁目、 みどり台三丁目																															
	削除する字	中根																															
印西市	新たにできた字	東の原一丁目、東の原二丁目、 東の原三丁目																															
印旛郡 本埜村	新たにできた字	みどり台一丁目、みどり台二丁目、 みどり台三丁目																															
	削除する字	つのだ 角田、中根																															

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第48号	<p>国土利用計画（千葉県計画）の変更について</p> <p>国の全国計画の変更に伴い、現行の千葉県計画（第3次）を変更するため、国土利用計画法第7条第9項に基づき議会の議決に付すもの</p> <p>《千葉県国土利用計画（第4次）の概要》</p> <p>1. 基本方針</p> <p>(1) 県民・NPO等の多様な主体との連携・協働による県土利用の推進</p> <p>(2) 人口減少・少子高齢社会の到来、地域間競争の激化、環境問題の深刻化等に対応するための県土の質的向上・有効利用の推進</p> <p>2. 主な利用区分ごとの基本的方向</p> <p>(1) 農用地：農業経営基盤の強化、耕作放棄地発生の防止、無秩序な農地転用の抑制による農地の保全等</p> <p>(2) 森 林：森林所有者等による森林整備に対する支援強化、多様な主体の参加による里山・森林づくり等</p> <p>(3) 道 路：幹線道路網や都市内道路の整備、地域の実情に応じた効率的・効果的な整備等</p> <p>(4) 住宅地：量的な供給中心から既成市街地等の有効利用への転換、質の高い住宅地の形成等</p> <p>3. 地域別の概要</p> <p>東葛飾ゾーン、湾岸ゾーン、北総ゾーン、千葉東部ゾーン、かずさ・臨海ゾーン、南房総ゾーンの6地域別に土地利用の方向性等を定める</p>	千葉県国土利用計画（第4次）の策定

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考				
議案第49号	<p>千葉県道路公社の定款の一部変更について</p> <p>千葉県道路公社が管理している一般国道128号(勝浦有料道路)の料金徴収期間の満了(平成20年4月4日)に伴い、定款の一部変更を行うことから、地方道路公社法第5条第6項の規定に基づき議会の議決に付すもの</p> <p>《変更内容》</p> <p>千葉県道路公社定款第15条(道路の整備に関する基本計画)に規定する管理の区間について、以下の路線及び管理の区間を削除する</p> <table border="1" data-bbox="360 678 1129 754"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 678 580 712">路線名</th> <th data-bbox="580 678 1129 712">管理の区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 712 580 754">国道128号</td> <td data-bbox="580 712 1129 754">勝浦市串浜付近から勝浦市部原付近まで</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	管理の区間	国道128号	勝浦市串浜付近から勝浦市部原付近まで	
路線名	管理の区間					
国道128号	勝浦市串浜付近から勝浦市部原付近まで					

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第50号	<p>やんぼ 八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見について</p> <p>八ッ場ダムの建設に関する基本計画を変更することについて、特定多目的ダム法第4条第4項の規定に基づき国土交通大臣から意見を求められたため、次のとおり意見を付して同意することについて、議会の議決に付すもの</p> <p>《意見》</p> <p>1. 工期を厳守すること 2. 更なるコスト縮減を図り、総事業費の圧縮に努めること</p> <p>《変更内容》</p> <p>1. 目的 最大出力11,700キロワットの発電を追加する</p> <p>2. 堤高<small>ていこう</small> 131.0 m → 116.0 m</p> <p>3. 工期 昭和42年度から平成22年度までの予定 → 昭和42年度から平成27年度までの予定</p>	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第51号	<p>包括外部監査契約の締結について</p> <p>地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決に付すもの</p> <p>1. 契約の始期 平成20年4月1日</p> <p>2. 契約の金額 20,000千円を上限とする額</p> <p>3. 契約の相手方 <small>いま い やす ひろ</small> 今 井 靖 容 (公認会計士)</p>	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第52号	<p>指定管理者の指定について</p> <p>千葉県酪農のさとの指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決に付すもの</p> <p>《概 要》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の名称 千葉県酪農のさと 2. 指定管理者となる団体 南房総市^{いわい}岩糸2489 株式会社丸山町振興公社 代表取締役 ^{いし}石 ^い井 ^{ゆたか}裕 3. 指定期間 平成20年4月1日～平成23年3月31日 	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第53号	<p>指定管理者の指定について</p> <p>船橋ボートパークの指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決に付すもの</p> <p>《概要》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の名称 船橋ボートパーク 2. 指定管理者となる団体 <ul style="list-style-type: none"> 船橋市湊町^{みなとちょう}1-24-6 船橋市漁業協同組合 代表理事 ^{おおの}大 ^{かずとし}野 一 敏 3. 指定期間 平成20年4月1日～平成23年3月31日 	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第54号	<p>指定管理者の指定について</p> <p>県立手賀の丘少年自然の家の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決に付すもの</p> <p>《概 要》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の名称 手賀の丘少年自然の家 2. 指定管理者となる団体 東京都目黒区上目黒^{かみめぐろ}3-2-3 りそな中目黒ビル6階 アクティオ株式会社 代表取締役 ^{うえ}植 ^{むら}村 ^{とし}敏 ^{あき}明 3. 指定期間 平成20年4月1日～平成23年3月31日 	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第55号	<p>指定管理者の指定について</p> <p>県立水郷小見川少年自然の家の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決に付すもの</p> <p>《概 要》</p> <p>1. 施設の名称 水郷小見川少年自然の家</p> <p>2. 指定管理者となる団体</p> <p> 小学館プロダクショングループ</p> <p> 東京都千代田区神田神保町2-30</p> <p> 株式会社小学館プロダクション</p> <p> 代表取締役 八 木 正 男</p> <p> 東京都中央区日本橋本町2-7-1</p> <p> 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社</p> <p> 代表取締役 新 納 清 栄</p> <p>3. 指定期間 平成20年4月1日～平成23年3月31日</p>	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第56号	<p>指定管理者の指定について</p> <p>県立君津亀山少年自然の家の指定管理者を指定するにあたり、 地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決に付す もの</p> <p>《概 要》</p> <p>1. 施設の名称 君津亀山少年自然の家</p> <p>2. 指定管理者となる団体</p> <p>千葉自然学校グループ</p> <p>千葉市中央区富士見1-12-7 千葉県観光物産センター4階</p> <p>特定非営利法人千葉自然学校 理事長 岡 島 成 行</p> <p>東京都世田谷区用賀4-10-1 株式会社東急コミュニティ 代表取締役 土 橋 隆 彦</p> <p>3. 指定期間 平成20年4月1日～平成23年3月31日</p>	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第57号	<p>指定管理者の指定について</p> <p>県立東金青年の家の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決に付すもの</p> <p>《概 要》</p> <p>1. 施設の名称 東金青年の家</p> <p>2. 指定管理者となる団体</p> <p>ワーカーズコープ</p> <p>東京都豊島区池袋3-1-2 光文社ビル6階 特定非営利法人ワーカーズコープ 代表理事 永 戸 祐 三</p> <p>東京都豊島区池袋3-1-2 光文社ビル6階 企業組合労協センター事業団 代表理事 永 戸 祐 三</p> <p>3. 指定期間 平成20年4月1日～平成23年3月31日</p>	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第58号	<p>指定管理者の指定について</p> <p>県立鴨川青年の家の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決に付すもの</p> <p>《概 要》</p> <p>1. 施設の名称 鴨川青年の家</p> <p>2. 指定管理者となる団体</p> <p>教育振興財団グループ</p> <p>四街道市鹿渡^{しかわたし} 809-2</p> <p>財団法人千葉県教育振興財団</p> <p>理事長 福島^{かくしま} 義弘^{よしひろ}</p> <p>鴨川市坂東^{ぼんどう} 625-1</p> <p>鴨川市青少年教育支援の会 マンボウ塾</p> <p>会 長 脇坂^{わきざか} 保雄^{やすお}</p> <p>3. 指定期間 平成20年4月1日 ~ 平成23年3月31日</p>	

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第59号	<p>専決処分の承認を求めることについて</p> <p>平成17年4月30日に県立清和県民の森において発生した児童の滑落死亡事故について、平成18年1月30日に児童の両親から、県及び施設の受託管理者である財団法人千葉県観光公社に対して損害賠償請求訴訟が提起され、平成20年1月29日に相手方と和解することについて専決処分したので、議会の承認を求めるもの</p> <p>1. 事件名 損害賠償請求事件 (千葉地方裁判所平成18年(ワ)第177号)</p> <p>2. 和解の相手方 市川市真間5-7-21 川 合 正 人 千 鶴 千葉市中央区富士見1-12-7 財団法人千葉県観光公社 理事長 米 田 謙之輔</p> <p>3. 和解の内容 (1) 県及び公社は、川合正人らに対し、本件事故に対する哀悼の意を表明する (2) 県及び公社は、事故の再発防止に努めるとともに安全対策を講じ、施設利用者の安全に配慮する (3) 公社は、川合正人らに見舞金として300万円を支払う (4) 県、公社及び川合正人らは、和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する</p>	損害賠償請求訴訟に係る和解

平成20年2月 定例県議会 提出予定案件表 (報告)

議案番号	案 件 名	備 考
報告第1号	専決処分の報告について 損害賠償額 6,571,496円(28件) (内容) 交通事故 3,402,077円(21件) 管理瑕疵等 3,169,419円(7件)	交通事故等による損害賠償に係る専決処分の報告
報告第2号	専決処分の報告について 請求金額 11,109,500円(49件)	県営住宅明渡し請求並びに家賃等支払請求に関する訴えの提起についての専決処分の報告
報告第3号	専決処分の報告について 和解金額 70,000円(1件)	県営住宅滞納家賃の支払いに関する和解についての専決処分の報告